

Q

水道施設に小水力発電設備を設置する場合の水利権申請について教えてください

A

1. はじめに

河川の流水は公共のものであり、利用に当たっては、農業用水、水道用水、工業用水、水力発電などの目的ごとに河川法第23条に基づく河川管理者（国又は都道府県）の許可が必要になります。

この許可を水利使用の許可（以下「水利権」）と呼びます。

2. 小水力発電の水利権申請

(1) 対象範囲

発電設備を設置する場所によって、水利権の手続きが必要な場合と不要な場合があります。

水道用水の場合は取水から水の浄化作業に入る時点まで、工業用水の場合は取水から外部（ユーザー）に供給される時点までが手続きを要する範囲となります。

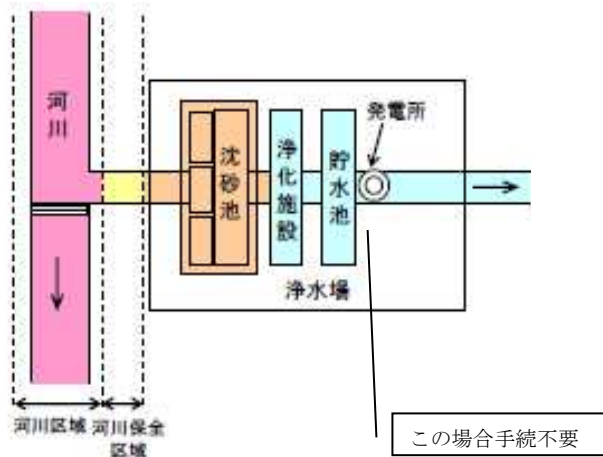


図1 対象範囲（上水の例）

「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック」より

(2) 申請書の準備

小水力発電を河川区域内で行う場合の許可申請には、河川の治水、利水、環境への影響検討や対応策についての書類が必要です。

一方、既に他の目的で取得した水利権を利用して比較的小規模な発電を行う「従属発電」の場合は、河川の流量等に新たな影響を与えないため、簡易な書類で許可申請ができます。詳しくは、国が公表している「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック」を参照して下さい。



写真1 小水力発電設備（横浜市川井浄水場）

(3) 許可後の留意点

① 検査、取水量報告など

水利使用者は、許可内容や取水条件、取水量報告の義務等を記した「水利使用規則」を遵守しなければなりません。また、河川管理者が行う工事完成検査に合格しなければ発電設備の運転を行うことができません。

② 流水占用料

小水力発電のために取水する場合は、河川法第32条に基づく流水占用料の納付義務が生じます。

取水を開始する際には、あらかじめ取水口所在地の都道府県にその旨を届け出る必要があります。その届出をもって流水占用料の徴収が開始されます。流水占用料の額は、都道府県が決定し、水利使用者に通知されます。なお、事業によっては流水占用料が減免される場合もあります。

(4) 最近の動向

国は、小水力発電の導入拡大を促進するため、従属発電の許可申請について、手続きや必要書類等の簡素化を図っています。

昨今、第183回国会で河川法を改正し、従属発電の許可手続きについて従来の許可制に代えて登録制が導入されることになりました（平成25年6月12日公布、公布日から6月以内に施行）。

登録制では、審査要件が明確化され、一定要件を満たせば登録が受けられます。また、通常の許可で必要な関係行政機関との協議や関係利水者の同意が不要となるため、水利権取得までの期間が大幅に短縮（5か月→1か月）されます。

（出典：水道技術ジャーナル 2014年1月）